

重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援事業所業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人横浜平成会
代表者氏名	理事長 武久 洋三
本社所在地 (連絡先)	〒244 - 0003 横浜市戸塚区戸塚町550番地 TEL : 045-860-1777 FAX : 045-860-1745

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所名称	ケアプランセンター てととと戸塚
介護保険 指定事業者番号	横浜市指定 (1471003903)
事業所所在地	〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町550番地
連絡先 相談担当者名	TEL : 045-869-5633 FAX : 045-869-5630 管理者 山井 美奈
事業所の通常の 事業実施地域	横浜市
併設サービス	訪問看護 介護予防訪問看護

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業者は、ご利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事ができるように配慮します。 ・ ご利用者の心身の状況やおかれている環境等に応じて、ご利用者自らの選択に基づき、保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 ・ ご利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類、または特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。 ・ 事業の運営に当たっては、横浜市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 ・ ご利用者の要介護認定等に係る申請に対して、ご利用者の意志を踏まえ、必要な協力を行います。また申請が行われているか否かを確認し、支援を行います。 ・ 横浜市から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識の研鑽を行い、公正、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行います。 ・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守します。 ・ <u>複数の居宅サービス事業所等の紹介、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等を利用者様によるサービスの選定を行って頂き、またその事業所の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。</u>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し12月29日～1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	介護支援専門員 山井 美奈	
職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	運営方針に基づき、居宅介護支援をおこなう	常勤兼務 1名 常勤専任 3名
従業者研修	採用時研修1か月、継続研修年5回 実施	

(5) 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヵ月あたりの料金	1ヵ月あたりの利用料（介護保険適用の場合は利用者負担）
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下記のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険により負担されます。）
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				
要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5		
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 12,076円	居宅介護支援費Ⅰ 15,690円		
〃 45人以上60未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ 6,049円	居宅介護支援費Ⅱ 7,828円		
〃 60人以上の場合	居宅介護支援費Ⅲ 3,625円	居宅介護支援費Ⅲ 4,692円		

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、運営基準減算が2ヵ月以上継続している場合は、所定単位数は算定しません。特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より200単位（2,224円）を減額することとなります。
 ※45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

介護予防支援費
要支援1・2 4,915円

	加 算	加算額	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	3,336円	新規に居宅介護サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が2区以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,780円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,224円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
	退院・退所加算	5,004円	退院又は退所に当たって、職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、利用に関する調整を行った場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,224円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合
	特定事業所加算（Ⅰ）	5,771円	1 常勤専従の主任介護支援専門員を2人以上配置 2 常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置 3 中重度の利用者の占める割合が40%以上 4 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,681円	1 常勤専従の主任介護支援専門員を1人以上配置 2 常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置 3 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,591円	1 常勤専従の主任介護支援専門員を1人以上配置 2 常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置 3 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
	特定事業所加算（A）	1,267円	1 常勤専従の主任介護支援専門員を1人以上配置 2 常勤専従・非常勤各1名以上の介護支援専門員の配置 3 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
	特定事業所医療介護連携加算	1,390円	1 特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを取得 2 退院・退所時に医療との連携を年35回、ターミナル加算、年15回以上算定する事。
	ターミナルケアマネジメント加算	4,448円	1 末期の医療やケアの方針に関する同意を受けた方 2 24時間の連絡を取れる体制 3 死亡日及び死亡日14日以内に2日以上訪問した場合。
	通院時情報連携加算	556円	医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う場合（1回/月）

支 援	委託連携加算	3,336 円	指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、 所定単位数を算定する
--------	--------	------------	--------------------------------------

3 その他の費用について

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合でも、事業に要する交通費は徴収しないこととする。
-------------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
利用者の要介護認定有効期間中、概ね1ヶ月に1回以上

※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。また、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、下記に定められた要件を満たした場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

- (1) 利用者の同意を得ること
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者等の合意を得ていること
 - (ア) 利用者の状態が安定していること
 - (イ) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合を含む）
 - (ウ) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業者との連携により情報収集すること
- (3) 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

1 利用料、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
2 利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくこととなります。

6 高齢者虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 山井 美奈
-------------	-----------

- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・家族様を含む）体制を整えるほか、従業者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待や身体拘束を受けたと思われる方を発見した場合は速やかに市区町村にこれを報告します。

7 身体拘束にについて

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）を行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
2 個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

10 事故発生時の対応について

事故発生時の対応	当事業所がご利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、当事業所がご利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
----------	--

11 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.2 衛生管理等

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1.3 サービスの利用割合

当事業所の前6か月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は別紙1のとおりです。

14 介護支援業務に関する相談、苦情について

(1) 相談・苦情処理の手順

苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施、事情の確認を行い、苦情に対する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対応策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整をおこなうとともに、利用者へは必ず対応策を含めた結果報告を行います。

1. 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ケアプランセンター てとてと戸塚 苦情相談窓口 (担当者) 田嶋 和也	所在地 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町550番地 TEL : 045-869-5633 FAX : 045-869-5630 受付時間 8:30~17:00 (土日 年末年始12月29日~1月3日休み)
---	--

【横浜市 本庁】 介護事業指導課 (居宅サービス・地域密着型サービス)	045-671-2356
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局	045-534-5754
鶴見区 高齢・障害支援課	045-510-1770
神奈川区 高齢・障害支援課	045-411-7019
西区 高齢・障害支援課	045-320-8491
中区 高齢・障害支援課	045-224-8163
南区 高齢・障害支援課	045-341-1138
港南区 高齢・障害支援課	045-847-8495
保土ヶ谷区 高齢・障害支援課	045-334-6394
旭区 高齢・障害支援課	045-954-6061
磯子区 高齢・障害支援課	045-750-2494
金沢区 高齢・障害支援課	045-788-7868
港北区 高齢・障害支援課	045-540-2325
緑区 高齢・障害支援課	045-930-2315
青葉区 高齢・障害支援課	045-978-2479
都筑区 高齢・障害支援課	045-948-2306
戸塚区 高齢・障害支援課	045-866-8452
栄区 高齢・障害支援課	045-894-8547
泉区 高齢・障害支援課	045-800-2436
瀬谷区 高齢・障害支援課	045-367-5714

【国保連合会の苦情・相談窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町27-1 TEL 045-329-3447 TEL 0570-022-110(ナビダイヤル) 受付時間 月～金 8:30～17:15
--	--

15 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし			

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明、交付を行いました。

事業者	所在地	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町550番地	
	法人名	医療法人横浜平成会	
	代表者名	理事長 武久 洋三	印
	事業所名	ケアプランセンター てととと戸塚	
	説明者氏名	印	

説明者から上記内容の交付と説明を受け、これらの内容に同意致しました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	(続柄) 印

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
- ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者

- エ 利用者は複数の居宅サービス事業所等の紹介、居宅サービス計画書原案に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。
- オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が利用者の実情に見合ったサービス

- の提供となるようサービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について介護保険給付の有無、利用料
- 等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。ただし、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを実施した場合は、少なくとも二月に一回の訪問を行います。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利

利用者の状態を定期的 に評価します。

- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。
- ⑤ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助をおこないます。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。事業者は事業に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとします。

8 地域ケア会議等への協力

事業者は、地域ケア会議等から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力します

9 契約時の説明について

前6か月間に作成したケアプランにおける、各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を別紙を参照して説明していきます。

重要事項説明書（別紙1）

1. 前6カ月間（令和5年9月から令和6年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（小数点以下、四捨五入）

- 訪問介護 37%
- 通所介護 25%
- 地域密着型通所介護 9%
- 福祉用具貸与 64%

2. 前6カ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の同一事業所によって提供されたものの利用割合（小数点以下、四捨五入）

サービス種別	事業所名	割合
訪問介護	訪問介護かえで 戸塚サービスセンター	19%
	有限会社 ことぶき	11%
	SOMPOケア 横浜戸塚 訪問介護	10%
通所介護	レッツ倶楽部戸塚	14%
	かがやきデイサービス横浜長沼	7%
	ツクイサンフォレスト横浜戸塚東	7%
地域密着型通所介護	リハビリ型デイサービス プラス下倉田店	41%
	リハビリ型デイサービス クララ弥生台	21%

	生活機能向上型デイサービス ラクナール	21%
福祉用具貸与	サクラサービス株式会社	21%
	イノベーションオブメディカル	15%
	みんなの福祉用具	13%

令和6年2月29日現在